

公立丹南病院組合公告式条例

〔平成11年6月21日〕
条 例 第 2 号

改正 平成17年1月12日 条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、事務所所在の市町の掲示場に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公布または公表の旨の前文、年月日および管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(組合の機関の定める規則および規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。

この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名または当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印または当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。